

「諏訪湖創生ビジョンロゴマーク」使用規程

(目的)

第1条 この規程は、諏訪湖創生ビジョン及びそれに基づく取組の周知啓発を目的に作成した諏訪湖創生ビジョンロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「ロゴマーク」とは、別図に定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、長野県諏訪地域振興局（以下「振興局」という。）に帰属する。

(趣旨)

第4条 ロゴマークは、使用者がこれを使用することにより、諏訪湖創生ビジョンを積極的に推進する意思を表明するものであり、特定の商品及び企業又は団体の活動内容を保証するものではない。

(使用目的)

第5条 ロゴマークは次に掲げる目的に限り使用することができる。

- (1) 諏訪湖創生ビジョンやそれに基づく取組の普及・啓発に使用する場合
- (2) 10月1日を「諏訪湖の日」としてPRする場合
- (3) 報道機関が報道目的で使用する場合
- (4) その他、長野県諏訪地域振興局長（以下「局長」という。）が適当と認める場合

(使用基準)

第6条 使用目的に賛同する者は、次の基準に基づき、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 画像中のマークと文字を一体として使用する。
- (2) 縦横の比率を変えて、拡大・縮小しない。
- (3) 別の部品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしない。（マークが判別できる範囲で背景を重ねることは可）
- (4) 色を変えない。（単色での使用は可）

2 ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 振興局、諏訪湖創生ビジョン推進会議及びロゴマークの信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

- (4) 専ら特定の個人、企業又は団体の利益等のために利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) ロゴマークの著しい変形その他ロゴマークの使用が適切でないと思えられる場合
- (7) その他承認することが不適当と思えられる場合

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする

(使用の承諾)

第8条 ロゴマークの使用を希望する者は、あらかじめ局長の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) 諏訪湖創生ビジョン推進会議構成員が諏訪湖創生ビジョンやそれに基づく取組の PR に使用する場合
- (3) 「諏訪湖の日」関連イベントとして実施する場合
- (4) その他使用承諾の手続きを必要としないと局長が認めた場合

(使用申込)

第9条 前条の承諾を受けようとするものは、諏訪湖創生ビジョンロゴマーク使用申請書（別紙様式）に次の各号に定める書類を添えて、局長あて提出しなければならない。

- (1) 企画書等、ロゴマークの使用内容がわかるもの
- (2) 企業概要等、申請者の活動内容がわかる資料
- (3) その他、局長が必要と認める書類

(使用承諾の条件)

第10条 局長は、使用承諾のために必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第11条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用目的のみに使用すること。
- (2) 第6条を遵守すること。
- (3) 提供されたデータは適正に管理すること。
- (4) 当該使用に係る物件の写真等を速やかに局長に提出すること。

(承諾の取消等)

第12条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、ロゴマークを使用す

る者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) ロゴマークを使用する者が、この規程に違反した場合
 - (2) ロゴマーク使用する者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 局長は、ロゴマークを使用する者に、ロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。
- 3 振興局は、前項の規定による使用承諾の取消により使用者に生じた費用及び損害について、一切の責任を負わない。

(経費等の負担)

第13条 振興局は、本規程によりロゴマーク使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 振興局は、ロゴマーク使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(使用の非独占性)

第15条 使用者は、第5条に規定した用途に限定して、ロゴマークを使用することができるが、独占して使用することを認めたものではない

(その他)

第16条 本規程に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附則

この規程は令和元年8月16日から施行する。

(別紙様式)

諏訪湖創生ビジョンロゴマーク使用申請書

年 月 日

長野県諏訪地域振興局長 様

諏訪湖創生ビジョンロゴマーク使用規程を遵守の上、ロゴマークを使用したいので、使用規程に定められた添付書類と共に次のとおり申請します。

1. 申請者	(1)住所 〒 TEL () (2)名称 (3)代表者 印 (4)担当者名・連絡先 (TEL・FAX・E-mail)
2. 使用目的	
3. 使用方法	
4. 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
<p>使用承諾書</p> <p>上記の申請のとおり、諏訪湖創生ビジョンロゴマークを使用することを認めます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>承認番号 _____ 号</p> <p style="text-align: right;">長野県諏訪地域振興局長 印</p>	

